

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--------------------|---|---------|---|
| | | 3001.90 | 2. 熊（ゆう）胆（fel ursi） |
| 4403.20 4407.10 | <p>（削除）</p> <p><u>1. 輸出木材（すぎ属、ひのき属及びからまつ属のもの）</u></p> <p>輸出統計品目表第 4403.20 号及び第 4407.10 号の細分において「すぎ属」、「ひのき属」及び「からまつ属」とは、それぞれ次のものをいう。</p> <p>（1）すぎ属（genus Cryptomeria）はすぎ種（学名 <i>C. japonica</i> (L. f.) D. Don）のみをもって形成し、日本固有種であり北海道南部、本州、四国、九州に広く産する。</p> <p>（2）ひのき属（genus Chamaecyparis）はひのき種（学名 <i>C. obtusa</i> (Siebold & Zucc.) Endl.）、さわら種（<i>C. pisifera</i> (Sieb. & Zucc.) Endl.）があり、本州、四国、九州に産する。</p> <p>（3）からまつ属（genus Larix）は世界に約 10 種あって北半球の亜寒帯地方及び高山に産する。この細分に属する主なものは、からまつ（学名 <i>L. kaempferi</i> Carr. 別名日本からまつ）、グイマツ（学名 <i>L. gmelinii</i> Ver. <i>japonica</i>）、チョウセンカラマツ（学名 <i>L. gmelinii</i> Ver. <i>olgensis</i>）、グイマツとからまつの交配雑種であるグイマツ雑種 <i>F₁</i> 等がある。</p> <p>1. まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）又はとうひ属（シトカスプルースを除く。）のもの（厚さが 160 ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>関税率表第 4407.10 号-1において「まつ属」、「もみ属」及び「とうひ属」とは、それぞれ次のものをいう。</p> <p>（1）まつ属（genus <i>pinus</i>）は世界に約 90 種あって主として北半球に産する。</p> <p>この細分に属するものには、シベリヤ、韓国産の紅松（学名 <i>P. koraiensis</i> S. Et Z. 別名果松、朝鮮五葉松、ケードル）、歐州</p> | | <p>「くまのい」ともいい、通常くまの胆のうを風乾し、凝固したものを木板にはさんで更に乾燥したもので、健胃、解熱、鎮静剤等に使用する。</p> <p>（新規）</p> |
| 4407.10 | | 4407.10 | <p>1. まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）又はとうひ属（シトカスプルースを除く。）のもの（厚さが 160 ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>（1）まつ属（genus <i>pinus</i>）は世界に約 90 種あって主として北半球に産する。</p> <p>この細分に属するものには、シベリヤ、韓国産の紅松（学名 <i>P. koraiensis</i> S. Et Z. 別名果松、朝鮮五葉松、ケードル）、歐州</p> |

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---------|--|---------|--|
| | <p>この細分に属するものには、シベリヤ、韓国産の紅松（学名 <i>P. Koraiensis</i> S. Et Z. 別名果松、朝鮮五葉松、ケードル）、欧州あか松（学名 <i>P. Sylvestris</i> L. 別名 Scotch pine、ソスナ）がある。北米産としては、yellow pine（学名 <i>P. ponderosa</i> Dougl. 別名 silver pine、ponderosa pine）、ニュージーランド産のラジエタパイン（学名 <i>P. Radiata</i> D. Don. 北米から移植されたもの）等がある。米松（ダグラスファー）はまつ属でないのでこの細分から除外する（4407.10-3）。</p> <p>(2) もみ属（genus <i>Abies</i>）は世界に約 40 種あって欧州の中南部、中央アジア、東北アジア、北米等に産する。北米産のカリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーはこの細分から除外する（4407.10-3）。</p> <p>したがってこの細分に属する主なものは、韓国産又はシベリヤ産の朝鮮もみ（学名 <i>A. holophylla</i> Max. 別名沙松、Mouchurian fir、ピフタ）、朝鮮しらべ（学名 <i>A. nephrolepis</i> Max. 別名 臭松、白松、ピフタ）、赤とどまつ（学名 <i>A. sachalinensis</i> Mast. 別名 Saghalien fir、ピフタ）、欧州産の silver fir（学名 <i>A. Peclinata</i> D.C. 別名 European silver fir、Sapin blanc）等がある。</p> <p>(3) とうひ属（genus <i>picea</i>）は世界に約 40 種あって北半球の温帯及び寒帯に産する。シトカスプルースはアラスカに産するが、この細分から除外する（4407.10-3）。この細分には欧州産の欧州とうひ（学名 <i>P. excelsa</i> Link. 别名 Common spruce、spruce fir）、韓国産又はシベリヤ産のえぞまつ（学名 <i>P. jezoensis</i> Carr. 别名 Yezo spruce、yulinsun（魚鱗松）エーリ）、朝鮮とうひ（学名 <i>P. obovata</i> Ledebour. 别名 Siberian spruce. エーリ）等を含む。</p> <p>2. からまつ属のもの（厚さが 160 ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>関税率表第 4407.10 号-2において「からまつ属」とは、次のものという。</p> <p>からまつ属（genus <i>Larix</i>）は、世界に約 10 種あって北半球の亞寒帯地方及び高山に産する。この細分に属する主なものは、韓国産又はシベリヤ産のダフリカからまつ（学名 <i>L. dahurica</i> Turcz. 别</p> | | <p>あか松（学名 <i>P. Sylvestris</i> L. 別名 Scotch pine、ソスナ）がある。北米産としては、yellow pine（学名 <i>P. ponderosa</i> Dougl. 別名 silver pine、ponderosa pine）、ニュージーランド産のラジエタパイン（学名 <i>P. Radiata</i> D. Don. 北米から移植されたもの）等がある。米松（ダグラスファー）はまつ属でないのでこの細分から除外する（4407.10-3）。</p> <p>(2) もみ属（genus <i>Abies</i>）は世界に約 40 種あって欧州の中南部、中央アジア、東北アジア、北米等に産する。北米産のカリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーはこの細分から除外する（4407.10-3）。</p> <p>したがってこの細分に属する主なものは、韓国産又はシベリヤ産の朝鮮もみ（学名 <i>A. holophylla</i> Max. 别名沙松、Mouchurian fir、ピフタ）、朝鮮しらべ（学名 <i>A. nephrolepis</i> Max. 别名 臭松、白松、ピフタ）、赤とどまつ（学名 <i>A. sachalinensis</i> Mast. 别名 Saghalien fir、ピフタ）、欧州産の silver fir（学名 <i>A. Peclinata</i> D.C. 别名 European silver fir、Sapin blanc）等がある。</p> <p>(3) とうひ属（genus <i>picea</i>）は世界に約 40 種あって北半球の温帯及び寒帯に産する。シトカスプルースはアラスカに産するが、この細分から除外する（4407.10-3）。この細分には欧州産の欧州とうひ（学名 <i>P. excelsa</i> Link. 别名 Common spruce、spruce fir）、韓国産又はシベリヤ産のえぞまつ（学名 <i>P. jezoensis</i> Carr. 别名 Yezo spruce、yulinsun（魚鱗松）エーリ）、朝鮮とうひ（学名 <i>P. obovata</i> Ledebour. 别名 Siberian spruce. エーリ）等を含む。</p> <p>2. からまつ属のもの（厚さが 160 ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>からまつ属（genus <i>Larix</i>）は、世界に約 10 種あって北半球の亞寒帯地方及び高山に産する。この細分に属する主なものは、韓国産又はシベリヤ産のダフリカからまつ（学名 <i>L. dahurica</i> Turcz. 别</p> |
| 4407.10 | 2. からまつ属のもの（厚さが 160 ミリメートル以下のものに限る。） | 4407.10 | 2. からまつ属のもの（厚さが 160 ミリメートル以下のものに限る。） |

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

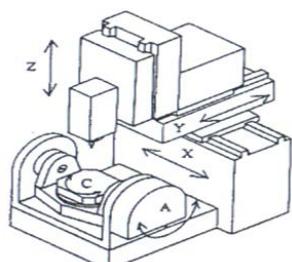
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | | 改正前 |
|---------|--|---|
| 4818.20 | <p>寒帯地方及び高山に産する。この細分に属する主なものは、韓国産又はシベリヤ産のダフリカからまつ（学名 <i>L. dahurica</i> Turcz. 別名リストベニツツァー）、しこたん松（学名 <i>L. kurilensis</i> Mayr. 別名 <i>Dahurian larch</i>、千島からまつ）等がある。</p> <p><u>1. クレンジングティッシュ及び化粧用ティッシュの定義</u></p> <p><u>クレンジングティッシュ及び化粧用ティッシュは、一般的に「ティッシュ」又は「ティッシュペーパー」と呼ばれるもので、通常多層構造で連続して取り出されるようになっており、衛生用途などに使用される。主にポリ包装（ポリプロピレン、ポリエチレン等）のものや紙箱に入っているもの（箱ティッシュ）がある。表面にはクレープという細かなしわが付けられている。</u></p> <p><u>通常、仕入書等の通関関係書類に「ティッシュ (TISSUE)」または「ティッシュペーパー (TISSUE PAPER)」等の表記がなされている。</u></p> <p><u>（参考）ティッシュの寸法はおおよそ、次のとおりである。</u></p> <p><u>縦 190～195ミリメートル</u></p> <p><u>横 198～220ミリメートル</u></p> <p><u>2. ハンカチ及びタオルの定義</u></p> <p><u>ハンカチ及びタオルは、一般的に「ペーパータオル」等と呼ばれるもので、形態はロール状のものと、シート状で連続して取出しされるようになっているものがあり、キッチンペーパー、手拭用途などに使用される。表面にはクレープという細かなしわやエンボス加工による凸凹が付けられている。ティッシュと比較すると、概ね、厚みがあり吸水性が高く破れにくいという特性がある。</u></p> <p><u>通常、仕入書等の通関関係書類に「タオル (TOWEL)」等の表記がなされている。</u></p> <p><u>（参考）タオルの寸法はおおよそ、次のとおりである。</u></p> <p><u>縦 170～250ミリメートル</u></p> | <p>名リストベニツツァー、しこたん松（学名 <i>L. kurilensis</i> Mayr. 別名 <i>Dahurian larch</i>、千島からまつ）等がある。</p> <p>（新規）</p> |
| 4818.20 | | <p>（新規）</p> |

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

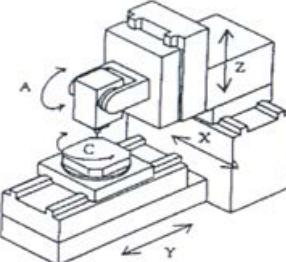
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | | 改正前 | |
|----------------|--|---|--|
| | <p><u>横 205~315ミリメートル</u></p> <p>（削 除）</p> | <u>5902.20</u> | <p><u>1. 緯糸の伸度</u></p> <p><u>5902.20 号に規定のある緯糸の伸度は、JIS L1017 に定める試験方法による。実務的には、インボイス等に記載された当該試験方法による伸度で判断して差し支えない。</u></p> |
| 84.26 84.29 | <p>1. 中古機械等</p> <p>輸出統計品目表第 84.26 項又は第 84.29 項の細分において「中古のもの」とは、次の機械をいう。</p> <p>（1）国内において道路運送車両法に基づく新規登録又は届出がされたもの</p> <p>（2）国内において上記（1）の登録をせず又は届出をしないで使用されたもの</p> <p>なお、（一社）日本建設機械工業会が証明する輸出向け建設機械証明制度に基づく新車証明済みステッカーが貼付されている機械については、新車として取り扱う。</p> <p>2. マシニングセンター（5軸制御以上のもの）</p> <p>第 8457.10 号の細分において「5軸制御以上のもの」とは、直交 3 軸及び旋回 2 軸以上の計 5 軸以上を同時に制御できるマシニングセンターをいう。主軸が垂直方向の「立型」、水平方向の「横型」及び主軸に旋回軸を有する「その他」に分類される。</p> | <u>84.26</u> <u>84.29 87.0</u> <u>1</u> | <p>1. 中古機械等</p> <p>輸出統計品目表第 84.26 項、第 84.29 項又は第 87.01 項の細分において「中古のもの」とは、次の機械又はトラクターをいう。ただし、トラクターにおいては、農業用のものを除く。</p> <p>（1）国内において道路運送車両法に基づく新規登録又は届出されたもの</p> <p>（2）国内において上記（1）の登録をせず又は届出をしないで使用されたもの</p> <p>なお、（一社）日本建設機械工業会が証明する輸出向け建設機械証明制度に基づく新車証明済みステッカーが貼付されている機械又はトラクターについては、新車として取り扱う。</p> <p>（新規）</p> |
| 8457.10 |  | | |

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | | 改正前 |
|----------------------|--|------|
| | <p><u>(1) テーブル旋回形（立型）</u></p>  <p><u>(2) 主軸頭・テーブル旋回形（その他）</u></p> <p><u>1. ターニングセンター（複合加工機を含む。）</u></p> <p><u>回転工具主軸、割出し可能な工作主軸（連続割出可能なものの（複合加工機）も含む。）、及びタレット又は工具マガジンを備え、加工プログラムに従って工具を自動交換できる数値制御工作機械。</u></p> <p><u>（注）心押し台、第 2 刃物台、第 2 主軸台などを備えた機械もある。</u></p> <p><u>2. ボタン電池</u></p> <p><u>総高が直径未満の小形円形電池（JIS C 8500）。</u></p> <p><u>1. 中古トラクター（農業用のものを除く。）及び中古クレーン車</u></p> <p><u>輸出統計品目表第87.01 項の細分又は第87.05項の細分において「中古のもの」とは、次のトラクター又はクレーン車をいう。ただし、トラクターにおいては、農業用のものを除く。</u></p> <p><u>（1）国内において道路運送車両法に基づく新規登録又は届出がされたもの</u></p> <p><u>（2）国内において上記（1）の登録をせず又は届出をしないで使用されたもの</u></p> <p><u>なお、（一社）日本建設機械工業会が証明する輸出向け建設機械証</u></p> | |
| 8458. 11 8458. 91 | | (新規) |
| 8506. 10 | | (新規) |
| 87. 01 87. 05 | | (新規) |

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|-----|
| <p><u>明制度に基づく新車証明済みステッカーが貼付されているトラクタ ー又はクレーン車については、新車として取り扱う。</u></p> | |